

群馬県環境森林部インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、群馬県環境森林部（以下「群馬県」という。）が実施するインターンシップ（学生実習生受入制度）における実習（以下「実習」という。）に関する必要な事項を定めることにより、学生に就業体験を行わせ、職業認識の向上並びに県政及び環境森林行政に関する理解を深めることを目的とする。

（実習の申込等）

第2条 大学（大学院を含む）、短期大学及び高等専門学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生（この要綱において「学生」という。）のうち、実習を希望する学生は、「ぐんま電子申請受付システム」により申し込むものとする。

（学生実習生）

第3条 学生実習生は、次に掲げる基準に該当する者とする。

- （1）県政及び環境森林行政に関心があり、専門的な実習を積極的に行う意思を有する者
- （2）服務規律を遵守することが確実である者

2 群馬県環境森林部環境政策課課長（以下「環境政策課長」という。）は、前条により申込みのあった学生の在籍する大学等の代表者（以下「大学等の長」という。）に対して、受入れの可否を決定するために必要な範囲内で、当該学生に関する情報を請求することができるものとする。

（受入れ可否の通知）

第4条 環境政策課長は、受入れの可否について、学生実習生決定通知書（別記様式第1号）により、大学等の長及び学生実習生に通知するものとする。

（実習に関する定め）

第5条 実習を行う所属及び期間並びに就業体験の内容は、環境政策課長がこれを定めるものとする。

- 2 実習を行う時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 群馬県知事及び環境政策課長は、学生実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（服務）

第6条 学生実習生は、実習中は専ら所定の就業体験に専念し、実習の目的の達成に努めなければならない。

- 2 学生実習生は、実習中、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等並びに環境政策課長及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習の終了後においても同様とする。
- 4 学生実習生は、実習の成果として論文等を発表する場合には、事前に環境政策課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 5 学生実習生は、やむを得ない事情により実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第7条 学生実習生は、群馬県知事に対して、誓約書（別記様式第3号）を実習前に提出しなければならない。また、大学等の長は、学生実習生に対して、当該誓約の遵守について指導するものとする。

(実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割)

第8条 学生実習生が実習を行う所属の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

3 実習担当者は、大学等の長から実習結果等についての報告を求められた場合は、これを作成し、大学等の長及び環境政策課長に提出するものとする。

(実習の中止)

第9条 環境政策課長は、次の各号のいずれかに該当することを認める場合は、実習を中止することができる。

(1) 学生実習生が第6条に規定する服務に従わないときその他実習を継続することが困難であると認められるとき。

(2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 環境政策課長は、前項の規定により、実習を中止した場合は、その旨を大学等の長に通知するものとする。

(事故責任等)

第10条 学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 学生実習生は、故意又は過失をもって第6条第2項から第5項までの規定に反する行為により、群馬県又は第三者に対して損害を与えた場合には、これらに対して責任を負わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、群馬県が実施するインターンシップの実習に関し必要な事項は、その都度、環境政策課長と大学等の長が協議の上、定めることとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

(別記様式第1号)

学生実習生決定通知書

(公印省略)

環政第 号
令和 年 月 日

大学等 代表者の職名 氏名 様
学生実習生 様

群馬県環境森林部環境政策課長

令和 年度群馬県環境森林部インターンシップの受入れについて、下記のとおり決定したので、群馬県環境森林部インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱第4条の規定により、通知します。

記

○学生実習生の氏名等及び受入決定内容

No.	学部・学科・専攻等	在籍 年次	氏 名	氏名かな	生年月日	受入 可否	受入クール

(参考) 受入クール

- ・第1クール・・令和 年 月 日 () ～ 月 日 ()
- ・第2クール・・令和 年 月 日 () ～ 月 日 ()

注) 決定内容は、個人別に可又は不可を記入する。

受入時期は、第〇クールと記載する。

なお、注記は、施行文には記載しない。

担当者：

電 話：

E-MAIL：

(別記様式第2号)

誓 約 書

令和 年 月 日

群馬県知事 様

教育機関名

学部名

学科名

氏 名 (署名)

私は、群馬県環境森林部インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱第7条の規定により、学生実習生として、群馬県環境森林部において実習を受けるにあたり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 実習中は、専ら所定の就業体験に専念し、実習の目的の達成に努めます。
- 2 実習中は、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等を守り、群馬県の信用を傷つけるような行為又は不名誉となるような行為は行いません。
- 3 実習中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為は行いません。
- 4 実習により得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしません。実習の終了後においても同様とします。
- 5 実習の成果として論文等を群馬県の外部に発表する場合には、事前に環境政策課長及び実習担当者の承認を得ます。

また、群馬県情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティ対策に関する規程を遵守します。

- 6 上記の事柄に反する行為をした場合には、群馬県及び第三者に対して自ら責任を負います。

また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関して、自らの責任において対応します。

- 7 やむを得ない事情により予定されていた実習を受けることができない場合には、事前に実習担当者にその旨連絡します。